

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

Arab Bank for Economic Development in Africa（証券コード:ー）

【据置】

長期発行体格付	A A A
格付の見通し	安定的
債券格付	A A A
MTNプログラム格付	A A A

■格付事由

- (1) Arab Bank for Economic Development in Africa（BADEA）は、アラブ連盟非加盟のアフリカ諸国の経済開発を推進するため、アラブ諸国 18 カ国の出資により設立された国際開発銀行（MDB）。アフリカ諸国に対する経済開発金融、アラブ資本のアフリカ開発への参加促進、アフリカ開発に必要な技術協力、アフリカ諸国の民間企業への開発支援、アラブ・アフリカ貿易ならびにアフリカ諸国間貿易に対する貿易金融の供与の 5 つを業務としている。格付は、株主であるアラブ諸国からの強い支援、アラブ諸国のアフリカ支援の調整で果たしている主導的な役割、優先債権者としての地位の享受、健全な財務構造と潤沢な流動性などを評価している。格付の見通しは安定的。BADEA は 24 年 12 月に制定した第 9 次五か年計画（25～29 年）の下でアフリカ諸国への開発協力業務を展開しており、10 のアラブ開発金融機関が結成した「アフリカ支援調整グループ（ACG）」を通じてアフリカ支援の調整に主導的な役割を果たしている。一部の融資対象国において地政学的な不安定性が認められるものの、優先債権者として BADEA に対する返済は継続されている。今後も、アラブ諸国からの出資を背景に健全な財務基盤を維持することが可能とみている。
- (2) 出資国はアラブ諸国のみで、アフリカの借入国は出資をしていない。最大の出資者はサウジアラビアで 24 年末時点の出資比率は 25.7%、他の MDB と同様、資産収用や課税の免除、職員の訴訟免除など、国際機関としての特権・免除の享受が BADEA の設立協定で規定され、BADEA のソブリン向け融資はパリクラブの債務再編においてリスクの対象から除外される。第 9 次五か年計画では新規承諾 184 億米ドル、融資実行 114 億米ドルを想定しているが、これらの融資額は設立から昨年までの 50 年間の累積額を上回る規模であり、積極的な融資拡大を行う方針を明らかにしている。
- (3) 他の MDB と同様に優先債権者として債務返済が行われ、これまで融資の償却を実施したことはない。180 日延滞債権比率は、23/12 期末の 0.5%から 24/12 期末に 2.6%に上昇したが、これらは一時的な延滞増で 25/12 期第 1 四半期末にはほぼ解消した。BADEA は営利を主要な目的としていないが、貸出に伴う金利収入と流動性の運用収入がオペレーションコストを上回り、おおむね黒字を計上してきた。24/12 期の当期純利益は 2.09 億米ドルの黒字。流動性は現金・現金同等物の額が総資産の 40.6%（24/12 期末）と潤沢である。
- (4) 22/12 期までは借入による資金調達が行っていなかったが、ユーロ建ての融資を行う上で ALM 管理の観点からユーロの借入を行うこととし、23 年 11 月に EMTN プログラムを設定し、24 年 1 月に 5 億ユーロ、25 年 3 月に 7.5 億ユーロの計 2 本のユーロ債を発行した。第 9 次 5 か年計画では借り入れを 29 年までに 35 億米ドル規模まで拡大することが想定されているが、使用可能資本金についても 74 億米ドルまで増加が見込まれており、財務構造のバランスは維持されると見ている。

（担当）増田 篤・浅野 真司

■格付対象

発行体：Arab Bank for Economic Development in Africa

【据置】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	AAA	安定的

対象	発行額	発行日	償還期日	利率	格付
EUR 500 million 3.750% Social Notes due 2027	5 億ユーロ	2024 年 1 月 25 日	2027 年 1 月 25 日	3.750%	AAA
EUR 750 million 3.000% Notes due 2028	7.5 億ユーロ	2025 年 3 月 20 日	2028 年 3 月 20 日	3.000%	AAA

プログラム名	Euro Medium Term Note Programme
発行限度額	定めなし
信用補完等	なし
格 付	AAA

格付提供方針等に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2025 年 9 月 30 日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：杉浦 輝一
主任格付アナリスト：増田 篤
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014 年 1 月 6 日) として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「国際開発金融機関の信用格付方法」(2013 年 3 月 29 日) として掲載している。
5. 格付関係者：
(発行体・債務者等) Arab Bank for Economic Development in Africa
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関しての JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCR が格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCR は、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. 格付関係者による関与：
本件信用格付の付与にかかる手続には格付関係者が関与した。
10. JCR に対して直近 1 年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCR の格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR の格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいております。JCR の格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR の格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

MTN プログラム格付：プログラム格付はプログラムに対する信用格付です。個別のノートの信用力はプログラム格付と同等と判断されるケースもありますが、クレジット・リンク・ノートやエクステンジャブル・ノートなど、元利支払いが第三者の信用状況に依存するノートなどではプログラム格付と異なると判断されることもあります。JCR では、発行体から依頼がある場合などを除き、通常、プログラムに基づき発行される個別のノートに対する信用格付は行っておりません。

■NRSRO 登録状況

JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル